

令和8年3月

令和7年度第2回審査品質管理小委員会

資料1

令和7年度審査品質管理小委員会報告書（案）

令和8年3月

産業構造審議会 知的財産分科会

審査品質管理小委員会

はじめに

我が国企業等の事業活動・研究活動のグローバル化に伴う諸外国での知的財産の円滑な権利化に向けて、我が国特許庁の審査結果が諸外国でも通用し、海外でも迅速に権利化が図れるよう、国際的にも信頼される質の高い審査が求められている。また、産業財産権制度を活用した事業の予見性を高め、紛争を未然に防止するためにも、質の高い審査が求められている。特に、近年はグローバル化やAI技術の進歩が一層進む中、知財の活用は企業の競争力を左右する重要な要素となっており、審査の質の維持・向上は欠かすことができないものである。

我が国特許庁は、平成26年に、「強く・広く・役に立つ権利設定」等の特許・意匠・商標の審査に関する品質管理の基本原則を示した「特許庁の審査に関する品質ポリシー」を策定・公表した。併せて、「品質ポリシー」に基づく審査を実施していくための品質管理システムを特許・意匠・商標横断的に構築し、継続的改善を図ってきた。特に、昨今は、出願人・第三者を含む様々なユーザーとの積極的なコミュニケーションを重視し、ユーザーのニーズや課題意識を的確に把握する等して、審査の質の維持・向上に資する効果的な取組の推進に努めている。

審査品質管理小委員会は、特許庁の審査品質管理の実施体制及び実施状況についての検証・評価を通じ、その改善に向けた提言等を行うため、平成26年8月に産業構造審議会知的財産分科会の下に設置されたものである。審査品質管理小委員会による客観的な評価や改善提言は、国際的に見ても先進的な品質管理を実現すべく、特許庁の取組に反映されてきた。

本報告書は、令和7年度の特許庁の審査品質管理の実施体制及び実施状況について評価するとともに、その改善点についての検討を行った結果を取りまとめたものである。

産業構造審議会 知的財産分科会 審査品質管理小委員会
開催経緯

令和7年度第1回審査品質管理小委員会 令和8年2月20日

議事

1. 審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果（案）について
2. 審査品質管理の実施体制・実施状況に関する各委員の改善提案について

令和7年度第2回審査品質管理小委員会 令和8年3月13日～3月19日（書面審議）

議事

1. 令和7年度審査品質管理小委員会報告書（案）について

産業構造審議会 知的財産分科会 審査品質管理小委員会
委員名簿

小委員長

いちかわ る み
市川 ルミ

弁理士法人 A T E N 弁理士

いのうえ わたる
井上 渉

日刊工業新聞社 取締役 論説委員長

しょうじ たもつ
東海林 保

TMI 総合法律事務所 顧問弁護士

つばき みちこ
椿 美智子

東京理科大学経営学部 教授

とくなが やよい
徳永 弥生

弁理士法人ととせ・ももとせ 弁理士

なかやま まりこ
中山 真理子

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁理士

みずかた かつや
水方 勝哉

株式会社ダイセル 知的財産センター長補佐

(敬称略, 五十音順)

目次

はじめに	i
開催経緯	ii
委員名簿	iii
目次	iv
Ⅰ. 特許庁における審査品質管理の取組の概要	1
Ⅱ. 審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果	3
1. 特許審査の品質管理に関する評価	4
2. 意匠審査の品質管理に関する評価	11
3. 商標審査の品質管理に関する評価	16
Ⅲ. 審査品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言	24
1. 特許審査の品質管理に関する改善提言	24
2. 意匠審査の品質管理に関する改善提言	26
3. 商標審査の品質管理に関する改善提言	28
Ⅳ. むすび	30
参考資料	31
(参考資料 1) 審査品質管理に関する評価項目及び評価基準	i
(参考資料 2) 令和 7 年度の評価結果一覧	viii
(参考資料 3) 令和 7 年度の改善提言一覧	ix

1. 特許庁における審査品質管理の取組の概要

特許庁は、品質管理システムを構築し、審査の品質管理を行っている（図1）。この品質管理システムの整備及び実施に対しては、長官及び特許技監（意匠では特許技監に加え審査第一部長、商標では特許技監に代わり審査業務部長）が責任を負っている。

また、実体審査を行う審査部門、施策の企画・立案を行う部門、質の把握・分析を行う部門が、相互に緊張関係を有しながら連携することで審査の品質管理を行うとともに、PDCAサイクルを回して、審査の質の継続的改善を図っている。

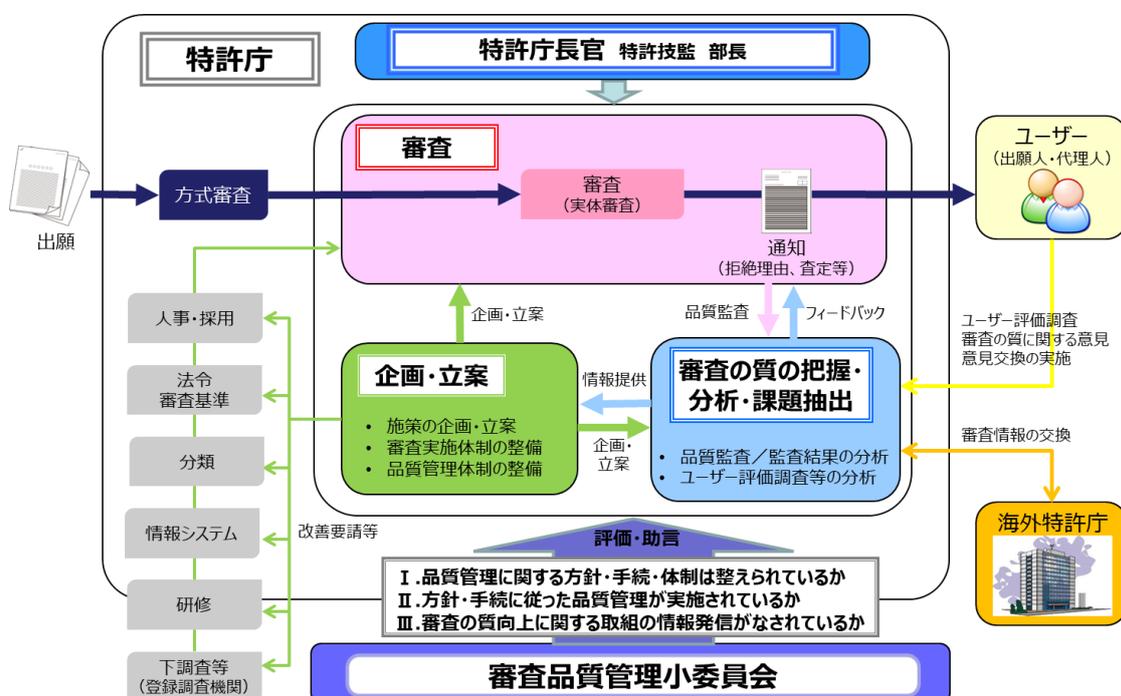


図1：特許庁の品質管理システムの全体像

本小委員会は、審査品質管理の実施体制及び実施状況の評価を通じ、その改善に向けた提言等を行うため、平成26年8月に産業構造審議会知的財産分科会の下に設置された。本小委員会の評価や改善提言はPDCAサイクルに反映され、審査の質の維持、向上に寄与する役割を有している（図2）。

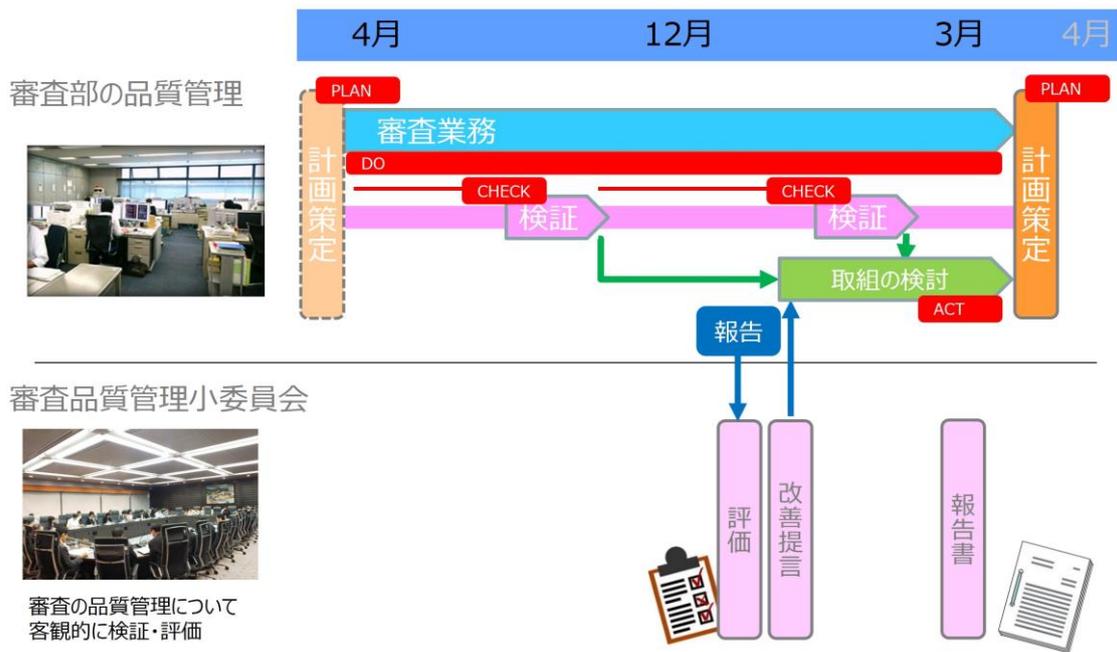


図2：特許庁内の品質管理と審査品質管理小委員会との関係

特許庁の品質管理システムは、特許・意匠・商標審査の品質管理に関するマニュアル（品質マニュアル）としてそれぞれ文書化され、特許庁のホームページ¹において公表されている。

¹ 特許庁の審査品質管理の詳細及び品質マニュアルについては[特許庁の審査品質管理](#)を参照。

II. 審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果

本小委員会は、審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価を、平成26年度に策定された審査品質管理に関する評価項目及び評価基準（巻末の[参考資料1](#)を参照）に基づいて行った。

特許・意匠・商標審査とも評価項目及び評価基準は共通としており、各評価項目における評価の目的及び観点を明確化した上で、評価項目ごとに具体的に4段階の評価基準（「極めて良好」、「良好」、「概ね達成」、「改善を要す」）を設定している。例えば、品質向上及び品質検証のための取組に関する評価項目⑥及び⑦では、「必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成している」場合に「良好」と評価し、加えて「更なる品質の向上に資する効果が得られている」場合に「極めて良好」と評価するという基準としている。

本小委員会による審議を前に、令和6年度改善提言に関する取組状況、及び各評価項目についての実績・現況等をまとめた資料（資料1、資料2）が、特許庁から委員に提示された²。当該資料の提示を受けた各委員は、審査品質管理に関する評価項目及び評価基準に基づき、特許庁の特許審査、意匠審査及び商標審査の品質管理の実施体制・実施状況を評価し、本小委員会としての評価を取りまとめるべく、審議した。

評価の取りまとめにあたっては、各委員から示された評価の中央値を本小委員会の評価とし、本小委員会の評価と異なる評価をした委員がいる場合には、その旨を併記することとした。

以下に、本小委員会の評価結果を示す（評価結果一覧については巻末の[参考資料2](#)を参照）。

² 各資料については[第1回審査品質管理小委員会議事次第・配布資料一覧](#)を参照。

1. 特許審査の品質管理に関する評価

評価項目①：「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価もあった。

(昨年度：「極めて良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。)

<評価された点>

- 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書を作成し、これら文書を適切に管理している。
- 「品質マニュアル」、「審査ハンドブック」、「PCT 国際調査及び予備審査ハンドブック」について、必要に応じて改訂している。
- 「特許・実用新案審査基準」について、HTML 版の公表を行っている。

評価項目②：審査及び品質管理のための手続の明確性

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価もあった。

(昨年度：「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 特許審査に必要な事項及びその具体的な手順を「特許・実用新案審査基準」に定めており、品質管理の整備と実施に責任のある者及び品質管理のための手順や担当を「品質マニュアル」に明確に示している。
- 「品質マニュアル」を改訂したことで、PDCA サイクルを含む品質管理のための手順及び担当の詳細に関する記載内容がより明確化されている。

評価項目③：品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知

「極めて良好」と評価された。

(昨年度：「極めて良好」と評価された。)

<評価された点>

- 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」について、英語版も用意し、国内外のユーザーが容易にアクセスできる程度に外部公表している。
- 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」等を研修、説明会、庁内イントラネットによる周知により全ての審査官に対して複数の手段を通じて周知すると

ともに、対象となる審査官の経験年数や役職に応じて職員向けの研修や説明会を定期的実施し、さらに全ての審査官を対象にした品質テストを設問を更新しながら毎年実施しており、その内容が十分に審査官に理解されている。

評価項目④：審査実施体制

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価も複数あった。

(昨年度：「良好」ないし「概ね達成」と評価された。)

<評価された点>

- 本年度は「事前相談型」の検索外注の実施や特許出願技術動向調査の他、外国語特許文献も含めた先行技術文献調査事業の活用、審査官の研修・品質テスト、学会等への参加によるスキルの向上、能力評価等により、審査官の能力は国際的にもトップレベルであって、人員配置の制約が存在する中、求められる件数の審査が効率的に行われており、国際的に遜色のない審査組織体制、人員配置を確立している。
- AI関連発明等の先端技術に対応する審査体制を築き上げつつ、庁内外の様々なAIサービスを活用して特許審査業務の効率化を推し進めている。

<今後期待される点>

- 検索外注やAI技術の活用を行って求められる件数の審査を効率的に行うにしても、審査品質がよい状態で保たれるよう注意していくことを期待する。
- 新しい技術への対応について遅れをとることのないよう、今後も情勢を素早く察知して状況に合わせて対応していくことを期待する。
- 審査品質については、特許法の目的である日本の産業の発達に寄与し我が国の国益に資することを意識した審査実務をするべきで、FA期間短縮が目的ではないことを十分に理解されることが望まれる。

評価項目⑤：品質管理体制

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。

(昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 品質関連施策の企画・立案を行う品質管理室と分析・評価を行う品質管理庁内委員会を独立して設け、前者については調査員40名の体制を確保するとともに、総括担当を含む96名の品質管理官を配置して品質監査を実施し、品質管理業務における生成AIの利用可能性についても積極的に検討するなど、国際的に遜色のない水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制と人員配置を確立している。

<今後期待される点>

- 審査官の差による品質齟齬が拾いきれてない可能性があり、またいわゆる特殊パラメーター発明が公知公用範囲を含んで不用意に特許登録されてしまう現状もあるところ、すべてを把握できないのは理解しつつも、産業の発達という特許法の目的を各審査官に真に理解してもらうことや、審査官の特許査定レベルに対するこだわりを高めること、関連案件の把握等情報解析など複数の対策を打って産業の発達という特許法の法目的を目指した審査品質となることが望まれる。

評価項目⑥：品質向上のための取組

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価もあった。

(昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価も複数あった。他方、「極めて良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 決裁者、技術情報管理官、グループ長、品質管理官による審査官作成の拒絶理由通知等の書面の多重的なチェック体制を構築し、また、本年度は決裁におけるチェック手順のガイドラインが改訂されて、決裁者が審査官の品質関連情報を確認することや必要に応じて審査官に協議の実施を促すことが明記された。さらに、決裁前のチェックにおいては、特にサーチ漏れなどの個々の課題に応じたきめ細やかなチェックが実施されている。
- 審査官同士の意見交換を積極的に推進した結果、多くの協議が実施されたほか、AI関連発明、マテリアルズインフォマティクスなどの先端技術に関し

ては必須協議とするなど、品質向上のために必要とされる、協議、知識共有の取組が継続的に行われている。

- サーチツールや起案チェックツール、品質関連情報に関するツールは利用する審査官の要望を取り込み、機能性や利便性を改善している。
- 特許文献サーチの拡充、起案支援ツールの提供、出願人との面接・電話応対の充実、中国、フランスを含む多くの海外知財庁との審査官協議の実施など、品質向上のために必要とされる取組が計画されて、それが計画通りに実施され、かつ、当該取組の目的を達成している。
- 審査業務において経済産業省の生成 AI サービスの活用方法の検討が行われている。
- ユーザーから特に懸念のある事項（除くクレーム）についての審査資料を作成して審査官に周知している。
- 情報提供制度に関しても、2025年9月、「手引」について、ユーザーからの問い合わせが多い事項を中心に、内容を明確化する改訂を行っている。
- スタートアップ支援策、事業戦略対応まとめ審査、INPIT 近畿統括本部の活用などの企業のニーズに合わせた支援も適切に行っている。

<今後期待される点>

- 例えば、過去には特許レベルにこだわり十分な審査をしていたと聞かすが、今は FA 期間など審査時間短縮自体が目的となっていないか、また、審査官による審査品質のばらつきや、特殊パラメーター発明が公知公用範囲も含んだ形で審査をすり抜けて不用意に特許登録される案件が存在していないか、懸念している。無効理由を含んで特許になると第三者がその対応にあまりにも大きな労力を割かなければならず、特許法の法目的にも沿わないところ、産業の発達という特許法の目的をしっかりと意識した審査実務を期待する。

評価項目⑦：品質検証のための取組

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価も多くあった。他方、「極めて良好」との評価もあった。）

<評価された点>

- 審査官による処分等に対する品質管理官による品質監査、その結果の審査長等に対するフィードバック、ユーザー評価調査、ユーザー等との意見交換やホームページでの意見受付を通じて審査の質の現状を把握する等、品質検証のために必要とされる取組が計画されて、それが計画通りに実行され、かつ、当該取組の目的を達成している。
- 人員配置の制約が存在する中、品質管理室における調査員を品質監査業務の補助等に活用し、効率的な監査を実施している。
- ユーザー評価調査において、審査終了後の個別案件については回答内容を分析して、担当審査室・審査官にフィードバックするとともに、特許庁ホームページ、電子メール、電話等から受け付けた意見について、担当審査官へのフィードバックを実施している。

評価項目⑧：審査の質の分析・課題抽出

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価も複数あった。

(昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。)

<評価された点>

- 決裁前チェックの結果の分析、審査官の「協議」におけるチェックシートの結果の分析、品質監査の結果の分析、外部からの評価の分析等を実施し、それぞれの分析から得られたサーチ漏れやサーチの方針策定の困難性、判断の均質性向上の必要、最後の拒絶理由とすることの誤りなどの課題を抽出するなど、審査の質の分析とそれによる評価・課題抽出を十分かつ適切に行っており、その結果を踏まえ取組の計画及び実施につなげている。
- 昨年度までは各分析に対する Check-Act-Plan-Do の繋がりが見えにくかったが、本年度は、審査の質に関する各分析（Check）とそれに基づく評価・課題抽出（Act）を十分・適切に行っており、その結果を踏まえ取組の計画（Plan）及び実施（Do）につなげていることがわかりやすく示されていて改善が見受けられる。
- 2024年度の協議の実施状況の分析結果（Check）から、協議件数（特に自発的な任意協議の件数）が多いグループにおいて、特許率等のばらつきが小さく、かつ効率的な審査が進められていることが確認されたことを受けて

(Act)、積極的な協議の実施を促すべく、決裁におけるチェック手順のガイドラインの改訂を行っている (Plan・Do)。

- 品質監査の実施状況を起案種別に分析した結果 (Check)、最後の拒絶理由通知の判断の瑕疵が多かった点を踏まえて (Act)、品質管理室における調査員を活用した起案チェックを拡充するとともに、当該判断基準をより一層明確化して審査官に周知を行っている (Plan・Do)。

評価項目⑨：質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。

(昨年度:「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 品質ポリシーや品質マニュアル等、品質管理のための具体的な手順を示す文書について管理を適切に行うとともに、適時必要な改訂や見直しを行っている。
- 審査実施体制について、人員配置の制約が存在する中、質の高い審査を実現するために、AI アドバイザーの設置や検索外注を計画的に実施し、生成 AI サービスを活用して特許審査業務の効率化を進めている。
- 特許審査業務の効率化をテーマに企業等により開発・応募がされている生成 AI サービスの技術検証を進めている。

評価項目⑩：品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価もあった。

(昨年度:「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 審査官間の協議について、より積極的な協議の実施が行われるような取組がされている。

- 審査官間の協議に関連して、迅速性のため、一定数の案件の審査を審査部門間で委託すると共に、委託元の技術テーマを担当する管理職等をリーダーとする情報共有チームを設置し、技術分野特有の運用・判断基準や分類に関する情報、最新の技術動向等を共有して、審査の質を担保する工夫をしている。
- 2025年3月に特許審査における起案の効率化及び判断の適正化に資する汎用文例、説明及び起案例をまとめた資料を作成し、積極的に活用するように審査官へ周知している。
- 「最後の拒絶理由通知」とすることの判断基準をより一層明確化し、当該判断基準について庁内イントラネットを用いて改めて審査官に周知するとともに、最後の拒絶理由通知の起案チェックを全審査室で実施し、着実に瑕疵の抑制を図っている。
- 品質関連情報を審査官に提供するツールを開発・改善し、審査官自身による主体的な品質管理を促進し、充実化させている。

評価項目⑪：審査の質向上に関する取組の情報発信

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。

(昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。)

<評価された点>

- 特許庁ホームページにおいて審査品質管理に関するページを設けている。さらに、本年度は品質管理システムを解説する動画を Youtube の「JPO Channel」を通じて公開している。
- ユーザー、知財関連団体等との意見交換会を国内外で定期的を実施し、さらに、各種国際会合において品質に関するプレゼンスの向上を図り、相互の信頼関係の構築に努めるなど、審査の質向上に関する取組の情報発信が国内外に行われ、かつ、国内外の機関・団体との協力関係が構築されている。

<今後期待される点>

- 今後もさまざまな手法で審査品質向上の取り組みを広め、JPO の取り組みが国際的に標準的な位置づけにされることを期待する。特に、我が国に近い東アジア、南アジア圏や、今後発展が予想されるグローバルサウスについて、我が国の特許審査の考え方が広まることは、我が国の出願人にとっても各国で JPO の慣用的な方式が通用することに繋がるので実務上望ましい。

2. 意匠審査の品質管理に関する評価

評価項目①：「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況

「極めて良好」と評価された。

(昨年度：「極めて良好」と評価された。)

<評価された点>

- 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」等の品質管理のための具体的な手順を示す文書、「意匠審査基準」、「意匠審査便覧」、「面接ガイドライン」等の文書が適切に作成、管理され、国際意匠分類第15版に関する情報も特許庁HPで公開され、文書が適切に管理されている。
- スタートアップ向け意匠分野の早期審査の運用開始に合わせて、特許庁HP上の「意匠早期審査・早期審理制度の概要」の情報が更新され、新たに「スタートアップ向け意匠早期審査リーフレット」が公開されている。

評価項目②：審査及び品質管理のための手続の明確性

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価もあった。

(昨年度：「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 意匠審査を行ううえで必要な事項や具体的な手順を「意匠審査基準」において定め、必要に応じ改訂しており、品質管理のための手順等を「品質マニュアル」において設定しており、PDCAサイクル内の各項目についても、手順等の詳細について参照すべき文書を明記している。

評価項目③：品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価もあった。

(昨年度：「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」とともに、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできるように外部公表されている。また、企業との意見交換の際にも、特許庁における品質管理の取組や品質ポリシー等について紹介

している。

- 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」の内容について、イントラネットでの周知に加え、職員向けの研修等にも取り込むなど、職員への周知がなされている。

評価項目④：審査実施体制

「概ね達成」と評価された。ただし、「良好」との評価も複数あった。

(昨年度：「概ね達成」と評価された。他方、「良好」との評価も多くあった。)

<評価された点>

- 審査システムの機械化や、バッチ審査の採用等により審査業務の効率化が図られ、また、審査官の専門知識向上のための研修や展示会等への参加により審査官の能力向上が図られ、高水準の審査を実現している。

<今後期待される点>

- 一次審査通知までの平均期間を現状維持するためにも、審査体制のより一層の強化が望ましい。
- 審査官一人当たりの審査処理件数は他の実体審査国と比較して非常に多い現状にあり、さらに、限られた審査官数でハーグ出願の審査や品質向上のための取組も行っていることから、審査体制、人員配置が確立しているとまではいえない。
- 審査の均質性を高めるために、各審査官に対する案件の割り振り方法を設計するなどの取組を行っているのであれば、実績として公表するのはどうか。

評価項目⑤：品質管理体制

「良好」と評価された。ただし、「極めて良好」との評価もあった。

(昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 限られた組織体制の中、国際的に遜色のない水準で品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な仕組みを確立していると評価でき

る。

評価項目⑥：品質向上のための取組

「良好」と評価された。

(昨年度：「良好」と評価された。)

<評価された点>

- 品質向上のために必要とされる取組（決裁者との案件協議、審査官同士の案件協議・意見交換や知識共有の促進、専門知識の習得、海外特許庁との情報交換など）を継続して実施している。
- 101 か国・機関の意匠公報データを収録した商用データベース（AI 技術による類似画像検索機能を含む）の利用を開始している。
- 面接や電話等で出願人とのコミュニケーションにより相互理解を深める取組を継続的に行っており、コミュニケーションに関するユーザーの評価について目標を達成しただけでなく、昨年度よりも向上している。

<今後期待される点>

- 類似画像検索技術を活用した審査官向け検索支援ツールや起案文の形式的チェックを行うツールによる効率化と品質のさらなる向上に期待する。

評価項目⑦：品質検証のための取組

「良好」と評価された。ただし、「極めて良好」との評価もあった。

(昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 国内案件及びハーグ出願について、品質検証のために必要とされる品質監査によるサーチの妥当性、認定・判断の妥当性の検証が計画通り実施され、審査の質の分析と課題抽出が適切に行われている。また、品質管理官に審判部管理職経験者を含め、品質管理官相互の協議の機会を設けることで、質の高い効率的な監査を行うことを可能としている。
- ユーザー評価調査を実施し、様々なユーザーニーズの把握に努めたほか、企業及び業界団体との意見交換、意匠審査部門と審判部との意見交換を実

施するなど、品質検証のために必要とされる取組が計画、実施された。

評価項目⑧：審査の質の分析・課題抽出

「良好」と評価された。ただし、「極めて良好」との評価もあった。

(昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 監査により得られたデータの分析・監査における指摘事項・案件協議の記録、決裁者の聞き取りに関して、指摘が多い事項、典型的な誤りが多い事項等を明らかにする等の分析により現状を把握し、改善策へ繋げるようにしている。

評価項目⑨：質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況

「良好」と評価された。ただし、「極めて良好」との評価もあった。

(昨年度：「良好」と評価された。)

<評価された点>

- スタートアップ向け意匠分野の早期審査の運用開始に合わせて、特許庁HP上の「意匠早期審査・早期審理制度の概要」の情報が更新され、新たに「スタートアップ向け意匠早期審査リーフレット」が公開され、ユーザーに対する十分な周知を行った。
- 意匠審査官向けの研修等の機会を通じ、品質管理の基本に関する十分な周知を行い、また、品質管理官に審判部での管理職経験者を含めるなど、品質管理に関する改善への取組を行った。

評価項目⑩：品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況

「良好」と評価された。ただし、「極めて良好」との評価もあった。

(昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 昨年度の分析を通じて抽出した課題に対応した、品質管理の取組の改善を

十分に行った。

- 審査官と決裁者との案件協議数を増加させ、コミュニケーションに関するユーザー評価において実施庁目標の「上位評価割合 70%」を超える、約 91%を達成した。
- 国際的取組として、意匠五庁（ID5）等の協力枠組みを通じて、審査実務や意匠制度に関する情報交換を行っている。外国特許庁との二国間会合を通じて、意匠審査実務に関する情報交換を行っている。

評価項目⑪：審査の質向上に関する取組の情報発信

「良好」と評価された。

（昨年度：「良好」と評価された。）

<評価された点>

- 特許庁 HP における取組の紹介、企業及び業界団体との直接的な意見交換、意匠五庁との情報交換、日中韓デザインフォーラムの開催、日中意匠専門家会合の開催等を通じ、審査の質向上に関する取組の情報発信が国内外に行われ、かつ、国内外の機関・団体との協力関係が構築されていると評価できる。

3. 商標審査の品質管理に関する評価

評価項目①：「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況

「極めて良好」と評価された。

(昨年度：「極めて良好」と評価された。)

<評価された点>

- 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書を作成し、これら文書を適切に管理している。
- 「商標審査の進め方」について、令和5年法改正（コンセント制度の導入等）に伴う項目追加等を内容とする改訂を実施し、特許庁 HP に公表している。
- 国際分類第13-2026版に対応した「商品及び役務の区分解説」を作成し、特許庁 HP への公表等によって、ユーザーの適切な指定商品・指定役務の記載の支援を図っている。

評価項目②：審査及び品質管理のための手続の明確性

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価もあった。

(昨年度：「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 商標審査においてなすべき事項、基本方針及びその具体的な審査手順について、「商標審査基準」、「商標審査便覧」及び「商標審査の進め方」において十分に明確化されている。
- 品質管理のための具体的な手順や担当、PDCA サイクル内の各項目について、「品質マニュアル」において十分に明確化されている。

評価項目③：品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も複数あった。

(昨年度：「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も複数あった。)

<評価された点>

- 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」とともに、海外のユーザーを含めて容

易にアクセスできる程度に外部公表されている。

- 庁内イントラネットにおいて、「品質ポリシー」、「品質マニュアル」等の品質に関する文書が審査部全体に周知されている。
- 職員向けの研修等において、「品質ポリシー」、「品質マニュアル」の内容や考え方を扱う講義を実施しているほか、品質管理の基本原則等の理解度を確認するため、全審査官を対象とした「品質テスト」を実施している。
- 特に「品質テスト」について、今年度は実施回数を2回に増やした上で、出題分野を拡大したこと、審査官への周知徹底が必要な項目について設問を追加したこと、正答率が低かった問題についての注意喚起を実施したことを評価する。

<今後期待される点>

- 特許庁のホームページを通じて品質管理の基本原則等を外部公表している点は評価するが、深い層に格納されているものもあり、容易にアクセスできるとは言い難く、一般への周知の工夫の余地はさらに存在すると思われる。
- 品質管理の基本原則等の理解度を確認するため、「品質テスト」のような研修が定期的に行われること、その結果・成果が庁内で共有され、今後のさらなる品質向上と維持に活用されることを期待する。

評価項目④：審査実施体制

「概ね達成」と評価された。他方、「良好」との評価も複数あった。

(昨年度：「概ね達成」と評価された。他方、「良好」との評価も多くあった。)

<評価された点>

- 11名の恒常審査官補と2名の任期付審査官補を採用し、民間調査者を活用するとともに、各審査室内に自室の指導審査官や他審査室からの相談及び各種調整対応を行う者として主任指導審査官を配置し、審査実施体制の強化が図られている。
- 企業等の現場を体験し、産業界の実態やニーズを把握することにより審査官としての資質の向上を図ることを目的とし、民間企業への短期派遣研修を実施している。

- 国際化に向けて、世界知的所有権機関（WIPO）マドリッド国際登録部門フェローシップへの派遣等を通じて審査官の育成を図っている。
- 主に国際商標登録出願を対象とした不明確な指定商品・役務調査業務への AI 技術の適用可能性を検証する実証的研究事業を実施している。

< 今後期待される点 >

- 審査官一人当たりの審査処理件数は米国と比較して多く、国際的に遜色のない審査体制・人員配置の確立の観点からは概ね達成しているにとどまる。
- 現在の生成 AI 技術にはまだまだ未熟な点があり、不適切なバイアス等が生じる可能性もあるため、生成 AI 技術等を審査業務へ適用する際には、使い方に十分注意していただきたい。

評価項目⑤：品質管理体制

「良好」と評価された。

（昨年度：「良好」と評価された。）

< 評価された点 >

- 品質管理を行うための組織として、責任者、審査業務の実施者、施策の企画・立案者、質の分析・評価者のそれぞれの組織が実態上独立して設けられている。
- 適切な監査が実施できるよう品質管理官が主要な起案種別を分担するなど、国際的に遜色のない水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案、及び実施可能な組織体制・人員配置が確立されている。
- 今年度から、品質管理班に職員 1 名と商標に関して高度な知見を有する調査員 1 名を新たに配置し、品質管理体制のさらなる充実化を図る体制に整え、体制を強化したことを評価する。

< 今後期待される点 >

- 審査判断の均質化や拒絶理由における記載等について不十分な面があり、品質管理体制にはさらなる改善の余地がある。

評価項目⑥：品質向上のための取組

「良好」と評価された。

(昨年度：「良好」と評価された。)

<評価された点>

- 品質向上のために必要とされる取組（決裁、協議、業績目標と審査官の評価、面接・電話対応、品質関連情報の収集・提供、研修等）が継続して計画どおり実施されており、その目的を達成している。
- AI 技術を用いた審査業務の効率化と審査官の判断の均質性確保の取組として、主にマドプロ出願を対象とした不明確な指定商品・役務調査業務における AI 技術の適用可能性を検証する実証的研究事業を行っていることを評価する。
- 必須協議案件に該当する案件の協議の実施や必須協議案件に該当しない案件についての管理職・主任指導審査官との協議が実施されている点、その件数が前年比とともに示された点を評価する。
- 全審査官を対象とした「品質テスト」について、実施回数を年 2 回（6 月・12 月）に増やすとともに、内容面においても出題分野の拡大や新規の問題の作成（商品・役務分類）等、拡充が図られている。
- 審査官・管理職間の協議を通じた知識共有を積極的に行っており、面接・電話対応の充実を図っている。

<今後期待される点>

- 審査の均質性の観点から、協議を通じた知識共有と議論は重要なものであり、引き続きの取り組みを期待する。必須協議案件に該当しない管理職・主任指導審査官との協議の件数について、今後も継続して公表していくことが好ましい。
- 拒絶理由通知や拒絶査定において論理付けが強引と思われる場合があるため、丁寧な論理付けを試みる取組を行うことによって、納得感が増す審査結果を期待する。
- ユーザーとのコミュニケーション手段の多様化と品質向上・維持を評価し、今後も引き続き適切なコミュニケーションの維持・向上を期待する。

評価項目⑦：品質検証のための取組

「良好」と評価された。

(昨年度：「良好」と評価された。)

<評価された点>

- 品質検証のために必要とされる、品質監査による職権調査の妥当性や認定・判断の妥当性の検証を計画件数どおりに実施するとともに、ユーザー評価調査やユーザーとの意見交換を通じた審査の質の把握等の取組がそれぞれ計画どおりに実施され、その目的を達成している。
- ユーザー評価調査の調査結果報告書が外部公表されており、ユーザー評価調査の不満回答者に対するフォローアップ調査として意見交換を行っている。
- 品質監査、審査官向けアンケート、ユーザー評価調査、ユーザー等との意見交換、ホームページでの意見受付等様々な方法で品質検証の取り組みを行っていることを評価する。
- 審査の質についての審査官側の認識をアンケート調査することで、ユーザー評価調査の評価と審査官側の認識（自己評価）との乖離の分析等を行い、審査の質についての新たな課題の把握、対策に向けた検討等に活用している。

<今後期待される点>

- 審査の品質検証や品質向上のために必要とされる取組が計画され、方針・手続に従って遂行されているが、計画そのものの妥当性を再評価する取組があればさらによい。
- ユーザー評価調査の結果分析に基づき重点項目として定められた「識別性の判断」、「審判決との均質性」及び「審査官間の判断の均質性」に関して、具体的にどのような方法で課題解決に取り組む予定かが示されるとなお良い。

評価項目⑧：審査の質の分析・課題抽出

「良好」と評価された。

(昨年度：「良好」と評価された。)

<評価された点>

- 現状の品質管理体制の中で、各種取組において審査の質の分析と課題の抽出が適切に行われている。
- ユーザー評価調査の結果分析に基づき、「識別性の判断」、「審判決との均質性」及び「審査官間の判断の均質性」を重点的に取り組むべき項目に定め、審査の質の維持・向上に資する効果を得るべく、当該課題について審査部門内で情報共有を図り、共通認識を高めている。
- ユーザー等との意見交換会において聴取した意見の分析を行い、ユーザーが納得できる審査を行うため、「拒絶理由や拒絶査定における理由や根拠の説明の充実」のための取り組みを進めていく必要があるとの課題が抽出されていることを評価する。
- 「審判決との判断相違の要因分析」において、商標の識別性に関わる拒絶理由のうち、商標法第3条第1項第3号に関する審判決との判断相違を重点的に分析した点を評価する。また、その分析から、判断の根拠となる証拠に対する事実認定や、本願商標から生じる意味合いおよび使用例から導かれる需要者の認識について、審査と審判における判断の相違という具体的な課題を抽出した点も評価する。

<今後期待される点>

- ユーザーの意見を聴取する機会を、さらに増やしてもよいのではないか。
- 新たな知見を得るため、ユーザー団体だけでなく、個々のユーザーの意見を聴取するための取組を広く行ってもよいのではないか。
- 各種取組を通じた審査の質の分析と課題抽出を引き続き行うとともに、抽出した課題を解決するための取組を期待する。

評価項目⑨：質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況

「良好」と評価された。

（昨年度：「良好」と評価された。）

<評価された点>

- 出願件数が依然として高い水準で推移する中、民間調査者を活用するとともに、審査官補数に合わせた指導体制の見直し及び効果的な人員配置、審査官（補）育成研修の充実化、内容を精査・拡充したテレワーク支援ツールの研修の実施、審査業務効率化策について検討するプロジェクトの継続実施など各種対策が講じられており、必要な改善が十分に行われている。
- 主にマドプロ出願を対象とした不明確な指定商品・役務調査業務への AI 技術の適用可能性を検証する実証的研究事業の実施等、AI 技術を用いた審査業務効率化・審査官の判断の均質性の確保のための取組が着実に進められている。
- 商標部門における品質関連施策の企画・立案を一元的に行う品質管理班に職員 1 名と商標に関して高度な知見を有する調査員 1 名を新たに配置する等、品質管理体制の充実化が図られている。

<今後期待される点>

- AI 技術の活用に適した業務について、十分な検証のもとで AI 技術の導入を進めることで業務の効率化を図り、品質向上のためには人が判断をしなければならない業務に時間と労力を割くことができるようにすることを期待する。

評価項目⑩：品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況

「良好」と評価された。

（昨年度：「良好」と評価された。）

<評価された点>

- ユーザー評価調査における「審査官とのコミュニケーション」に対する不満層へのフォローアップ調査を行い、評価の背景となる具体的な個別事例や課題等を聴取する一方、審査官に対してもユーザーとのコミュニケーションに関するアンケート調査を実施し、審査官側の視点からの課題抽出を行うなど、品質管理の取組の改善が十分に行われている。
- メールでの問い合わせ対応については、原則、即日対応、テレワーク時の

電話問い合わせ対応についても、原則、即時の折り返し対応とする運用の周知徹底が図られている。

- 面接・電話対応に関して、明確化した運用や面接ガイドライン等のコミュニケーション関連資料の再確認を目的として、全審査官を対象とした「品質テスト」が行われている。

<今後期待される点>

- 品質管理の取組の改善が適切に行われているが、ユーザーからの意見聴取等において、さらなる改善の余地もあると思われる。

評価項目⑪：審査の質向上に関する取組の情報発信

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。

(昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 特許庁ホームページ、ユーザーとの意見交換、国際会合等、国際審査協力、海外の特許庁との協力等を通じて、国内外への情報発信を継続して行い、かつ、国内外の機関・団体との協力関係が構築されている。
- 国際商標協会(INTA)年次総会ユーザーセッション等の場において、国内外のユーザーや海外知財庁の職員等に対して、特許庁における品質管理関連の取組等についての情報発信が行われている。

Ⅲ. 審査品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言

審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価と並行して、当該評価を通じて得られた、審査品質管理の実施体制・実施状況に関して改善が期待される事項について審議した。

以下に、本小委員会の改善提言としてまとめる（改善提言一覧については巻末の[参考資料3](#)を参照）。

1. 特許審査の品質管理に関する改善提言

<改善提言 1>（評価項目④に関して）

国際的に遜色のない水準の審査官数の確保と、AI関連発明等の先端技術に対する審査体制の整備を続けるとともに、人による判断を原則としつつ生成AI技術等を活用した業務効率化を図り、審査の質等を向上させることを期待する。

以下は本提言の基になった各委員の主な個別意見である。

- 国際的に遜色のない人員配置を確立しているとまではいえず、国際的に遜色のない水準の審査官数を確保する必要がある。
- 一次審査通知（FA）までの期間を「平均10か月以内」、特許の「権利化までの期間」を「平均14か月以内」とする目標について、2024年度も達成しており、これらの目標を引き続き達成するために、これまでの審査官数を確保することが望ましい。
- AI関連発明等の急激に発展する技術に対して高品質な審査を行えるよう、研修等を通じて自己研鑽を続ける必要がある。
- 審査官のさらなる能力の向上、審査判断の均質性の向上のため、今後はAI技術を審査業務にフル活用することが急務であり、個々の審査官のAIリテラシーを高めるための研修などの充実化が求められる。
- 生成AIの活用は審査効率向上に大きな可能性を有する一方、審査品質は「人による判断」を中核に据えて初めて担保されるものであり、AIはあくまで補助的手段として、透明性・説明責任・人材育成との両立を前提に導入されるべきである。

<改善提言 2>（評価項目④、⑥に関して）

品質管理業務への生成AI技術の導入を試行し、その効果や課題を整理することで、本格的導入や改善に繋げることを期待する。

以下は本提言の基になった各委員の主な個別意見である。

- 品質監査や起案チェック等の品質管理業務に生成系AIが導入されることが検討されているが、試行的に行ったところでの、効率性や、副作用などを一度整理しておくことで、本格的導入や、改善がしやすくなると考えられる。
- 類否判断や引用文献抽出の効率化は有益だが、発明の技術的本質・課題・効果の評価が生成AIによって画一化されないよう留意が必要と考える。

<改善提言 3> (評価項目⑥、⑧に関して)

審査官間の判断の均質性を向上させるため、審査の質の分析及び課題抽出を継続しつつ、審査官間の自発的な協議等、審査官自身による品質向上を推進することを期待する。

以下は本提言の基になった各委員の主な個別意見である。

- 審査官のサーチ漏れや判断の過ちを無くし、審査官間の判断の均質性を向上させるため、審査の質の分析及び課題抽出を継続しつつ、審査官間の自発的な協議等、審査官自身による品質向上を推進する必要がある。
- 「最後の拒絶理由通知とすることの誤り」については、「サーチ漏れ」「認定・判断の誤り」と比較すると判断の均質性を高めやすいと考える。
- 審査官の審査の質のばらつき等の課題があるところ、「日本の産業発達」を目指した我が国の国益にかなう審査行政、審査実務が実現されることを期待する。

<改善提言 4> (評価項目⑧、⑪に関して)

特定のユーザーの意見に偏らないよう、多くのユーザーとの意見交換会等を引き続き実施してユーザーニーズを把握するとともに、全てのユーザーが納得できるようなサービスを提供することを期待する。

以下は本提言の基になった各委員の主な個別意見である。

- ユーザーから特に懸念のある事項を審査品質管理上の課題として抽出しているが、課題の抽出の仕方について、特定のユーザーの意見に偏らないような設計が必要である。
- 多くのユーザーとの意見交換会等を引き続き実施してユーザーニーズを把握し、全てのユーザーが納得できるようなサービスを提供する必要がある。

2. 意匠審査の品質管理に関する改善提言

<改善提言 1> (評価項目①、④、⑤、⑥に関して)

国際的に遜色のない水準の審査官数の確保とその育成に取り組み、審査実施体制の充実を図るとともに、審査業務や品質管理業務をさらに効率化することで、審査の質を維持・向上することを期待する。

以下は本提言の基になった各委員の主な個別意見である。

- 審査官数の確保及びその育成の充実。
- 現在、仮想空間における物品等の形状の保護が議論されているが、仮想空間における物品等が保護の対象となった場合、意匠審査の対象となる意匠が格段に増加することが見込まれ、それに応じた新たな審査体制の検討が望まれる。

<改善提言 2> (評価項目⑥に関して)

AI技術の特性に留意しつつ、先行意匠調査を含む審査業務や品質管理業務での利用を促進するとともに、新たなAI技術の利用可能性について追求することを期待する。

以下は本提言の基になった各委員の主な個別意見である。

- DX時代にふさわしい産業財産権制度を構築する必要性から、意匠制度小委員会を開催し、「仮想空間におけるデザインに関する意匠制度の在り方」及び「生成AI技術の発達を踏まえた意匠制度上の適切な対応」について、継続的に議論を行っていることは大変好ましく、取りまとめがされた際には、成果を公表されたい。
- 『拒絶査定の記事』の課題について、特許と同様に、品質監査や起案チェック等の品質管理業務における生成AI技術の活用方法について検討されたい。

<改善提言 3> (評価項目⑥、⑦、⑧、⑪に関して)

判断の均質性等の審査の質についての課題への効果的な施策を講じることと、これらの取組の成果を外部に効果的に情報発信することを期待する。

以下は本提言の基になった各委員の主な個別意見である。

- 全意匠審査官を対象に、審査の質に関するディスカッションを行っていることは大変好ましい。この取組を継続し、成果の取りまとめがなされれば、公表することを検討されたい。

- 破線の範囲（意匠登録を受けようとする部分以外のその他の部分）が相違する場合における類似の範囲や、画像意匠の用途及び機能の類否判断など、意匠審査基準等で明確にされていない点などに関し、審査官ごとに考え方が異なるケースがある印象を受ける。品質管理において浮かび上がった各審査官の判断の相違について分析し、意匠審査基準に反映するなど、審査判断の均質化、効率化に取り組むことを期待する。
- 審査の質の分析と課題抽出について、ユーザー評価調査だけでは抽出できない課題もあると思われる。ユーザーからの特許庁への問い合わせを分析するなどして、課題抽出対象に含めることを検討してはどうか。
- 監査対象案件の抽出が適切であるかの見直しは行われているのか、行われていないのであれば定期的に見直しを行う必要性についても検討いただきたい。
- 国際意匠登録出願の審査に対応した品質監査等、品質管理の取組の充実。
- JPOの品質管理の取組の国際的な情報発信と、外国庁の品質管理に関する取組のさらなる情報収集。

<改善提言4>（評価項目①、⑥、⑦、⑪に関して）

面接審査や様々なユーザーとの意見交換を積極的に実施し、ユーザーと審査官間のコミュニケーションのさらなる充実と相互理解の深化を期待する。

以下は本提言の基になった各委員の主な個別意見である。

- 対面及びオンライン両面において出願人とのコミュニケーションをより充実させることが望ましい。

3. 商標審査の品質管理に関する改善提言

<改善提言1> (評価項目④、⑥に関して)

引き続き審査官の数の確保とその育成に取り組むとともに、AI技術等を活用した審査業務効率化や審査判断の均質性の向上のための取組を期待する。

以下は本提言の基になった各委員の主な個別意見である。

- 審査官の数を十分に確保し、その育成を充実化させることを期待する。
- AI技術等を用いた審査業務の効率化のための実証的研究を色々な角度から継続して行うとともに、研究の成果をできる限り公表することを望む。
- AI技術の活用に適した業務について、十分な検証のもとでAI技術の導入を進めることで業務の効率化を図り、品質向上のためには人が判断をしなければならない業務に時間と労力を割くことができるようにすることを期待する。

<改善提言2> (評価項目⑦、⑧に関して)

ユーザー評価調査や意見交換等を通じたユーザーの問題意識やニーズの把握と、それらに基づく分析・課題抽出が適切に行われ、課題を解決するための具体的な対策が示されることを期待する。

以下は本提言の基になった各委員の主な個別意見である。

- ユーザー評価調査の調査結果報告書の外部公表、調査結果に基づく重点項目の抽出・設定及び審査部門内での情報共有について、審査の質の維持・向上に資する取り組みとして期待する。
- ユーザー評価調査の結果に基づく「審査官間の判断の均質性」等の重点項目に関しては、ユーザーの満足が得られなかった理由を掘り下げて検証するとともに、具体的にどのような方法で課題解決に取り組む予定かが示されるとなお良いと考える。
- 「拒絶理由通知や拒絶査定における判断の根拠・理由の記載」に関連した課題の抽出のためのユーザーとの意見交換については、対象となるユーザーの範囲を拡大してはどうか。

<改善提言3> (評価項目⑥、⑦に関して)

審査官間の判断の均質性等に関するユーザーの問題意識やニーズに適切に対応するとともに、拒絶理由等における判断の根拠・理由の記載の充実化等の取組が進められることで、ユーザーの納得感が高まることを期待する。

以下は本提言の基になった各委員の主な個別意見である。

- 審査官間の均質性、審判決との均質性、識別性の判断に関するユーザーの問題意識やニーズに対し、これまでの取組を継続するとともに、商標審査基準等の指針に沿って統一のとれた審査を行うという審査の基本方針に従って適切に対応し、ユーザーが納得できる審査を進める必要がある。
- 拒絶理由通知等において、判断の根拠・理由が十分に記載されることを引き続き望んでいる。判断の根拠・理由が十分に記載されることにより、ユーザーは一定の納得感を得ることができると、審査基準・審査便覧のどこに照らして当てはまりどのようなロジックでその判断に至ったのか等を明確に示して記載されることを望んでいる。
- 商標法3条1項3号の識別性の判断に関し、需要者の認定の仕方、適切な証拠の選択、それに基づく事実認定の仕方のばらつきがあり、特に識別性の判断をする前提となる事実の認定が十分でない場合が散見されるため、事実認定の仕方に関する審査官の研修態勢が強化されることを望む。

<改善提言4> (評価項目⑩、⑪に関して)

ユーザーとのコミュニケーションの一層の円滑化に係る取組の継続と、品質管理の取組に関するさらなる情報発信に期待する。

以下は本提言の基になった各委員の主な個別意見である。

- オンライン上のコミュニケーションを含む、ユーザーとのコミュニケーションの一層の円滑化に係る取組の継続を期待する。
- 品質管理の取組について、ユーザーにとってよりわかりやすく、見てもらいやすい方法で周知していくことを期待する。

IV. むすび

本年度の審査品質管理の実施体制及び実施状況についての評価を通じて、本小委員会による昨年度の改善提言が、特許庁の取組に反映されていることが確認された。

本小委員会は、本報告書でまとめた審査品質管理の実施体制及び実施状況に関する評価結果や改善提言が特許庁の取組に反映されることを通じて、特許庁における審査品質管理の実施体制の一層の充実が図られ、ユーザーである出願人や代理人である弁理士との協調も進み、審査の質の向上が継続されることを期待する。

参考資料

(参考資料1) 審査品質管理に関する評価項目及び評価基準

評価項目	評価の目的及び観点	評価資料の例	評価方法・評価基準の例				
			極めて良好	良好	概ね達成	改善を要す	
I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか							
(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか							
①	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況	審査の品質管理の基本原則を示す「品質ポリシー」、審査の品質向上のための取組及び組織・職員の役割を明らかにする「品質マニュアル」、並びに、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書がきちんと作成されているかを評価し、審査の品質向上に向けた行動規範が文書化されていることを確認する。	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」の提示、具体的な手順を示す文書の例等の提示	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」が作成されており、具体的な手順を示す文書も作成され、これら文書が適切に管理されている。	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」が作成され、具体的な手順を示す文書も作成されている。	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」が作成されている。	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」のいずれか一方しか作成されていない。
②	審査及び品質管理のための手続の明確性	審査及び品質管理に関し、誰が・いつ・何を行うべきかについて明確に定められているかを評価し、審査の品質向上に向けた具体的な手続が定められていることを確認する。	審査及び品質管理のための手続方法・フロー等の提示	審査及び品質管理の手順や担当が十分に明確化されている。	審査及び品質管理の手順や担当が明確化されている。	審査及び品質管理の手順や担当が概ね明確化されている。	審査及び品質管理の手順や担当が明確化されていない。

③	品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知	<p>・ 特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が海外を含む制度ユーザーに明確に示されているかを評価し、当該基本原則等との関係において審査の質を評価し得る状況となっていることを確認する。</p> <p>・ また、特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が職員に十分周知され、かつ理解されているかを評価し、職員がこれらに従った行動を取り得る状況となっていることを確認する。</p>	公表状況、アクセス方法、職員への周知・理解状況等の提示	品質管理に関する方針・手続について、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできる程度に公表され、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知されるとともに、職員向けの研修が定期的実施され、かつその内容が職員に理解されている。	品質管理に関する方針・手続について、国内のユーザーが容易にアクセスできる程度に公表され、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知されている。	品質管理に関する方針・手続について、公表され、かつ審査に関わる全ての職員に周知されている。	品質管理に関する方針・手続が公表又は職員に周知されていない。
---	-------------------------------	--	-----------------------------	---	--	---	--------------------------------

評価項目	評価の目的及び観点	評価資料の例	評価方法・評価基準の例				
			極めて良好	良好	概ね達成	改善を要す	
1. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか							
(2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか							
④	審査実施体制	審査を担当する組織の形態や審査官の人数などを評価し、求められる件数の審査を効率的に行いつつ、世界最高水準の審査実施体制を確立しているか否かを確認する。	審査実施体制、実施状況、他国との比較等の提示	求められる件数の審査を効率的に行いつつ、世界最高水準の審査組織体制、人員配置を確立している。	求められる件数の審査を効率的に行いつつ、国際的に遜色のない審査組織体制、人員配置を確立している。	求められる件数の審査を効率的に行いつつ、国際的に遜色のない審査組織体制、人員配置を概ね確立している。	国際的に遜色のない審査組織体制、人員配置が確立されていない。
⑤	品質管理体制	品質管理を担当する組織の形態や担当者の人数などを評価し、効率的・効果的で、かつ世界最高水準の品質管理体制を確立しているか否かを確認する。	品質管理体制、他国との比較等の提示	世界最高水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制及び人員配置を確立している。	国際的に遜色のない水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制、及び人員配置を確立している。	国際的に遜色のない水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制、及び人員配置を概ね確立している。	国際的に遜色のない水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制、及び人員配置が確立されていない。

評価項目	評価の目的及び観点	評価資料の例	評価方法・評価基準の例				
			極めて良好	良好	概ね達成	改善を要す	
II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか							
(1) 品質管理が適切に実施されているか							
⑥	品質向上のための取組	審査の品質向上のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。	品質保証のための拒絶理由通知等のチェック状況、審査官の協議状況、面接回数等定量データ等の提示	品質向上のために必要とされる取組が計画され、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成した上で、更なる品質の向上に資する効果が得られている。	品質向上のために必要とされる取組が計画され、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成している。	品質向上のために必要とされる取組が計画され、概ね計画どおりに実施されている。	品質向上のために必要とされる取組が計画されていないか、計画されていても計画どおりに実施されていない。
⑦	品質検証のための取組	審査の品質検証のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。	品質監査（サンプルチェック）、ユーザー評価調査、審判決等との判断相違の確認といった取組の状況、当該取組の結果か	品質検証のために必要とされる取組が計画され、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成したうえで、更なる品質の向上に資す	品質検証のために必要とされる取組が計画され、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成している。	品質検証のために必要とされる取組が計画され、概ね計画どおりに実施されている。	品質検証のために必要とされる取組が計画されていないか、計画されていても計画どおりに実施されていない。

			ら得られる定 量データ等の 提示	る効果が得られ ている。			
⑧	審査の質の分 析・課題抽出	審査の質の分析が具体的にど のような手段によってなされ、 その結果、どのような課題が抽 出されたのかを評価し、分析の 手段、課題の抽出が適切である ことを確認する。	サーチの質、 審査判断の 質、拒絶理由 通知等の記載 内容の質につ いての分析方 法、分析結果、 抽出された課 題等の提示	審査の質の分析 と課題抽出が十 分に、かつ、総合 的な視点から行 われている。	審査の質の分析 と課題抽出が十 分に行われてい る。	審査の質の分析 と課題抽出が概 ね行われている。	審査の質の分析 と課題抽出が行 われていない。

評価項目	評価の目的及び観点	評価資料の例	評価方法・評価基準の例				
			極めて良好	良好	概ね達成	改善を要す	
II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか							
(2) 継続的改善が適切に実施されているか							
⑨	質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況	評価項目①～⑤について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。	品質マニュアルの改訂状況、審査実施体制、品質管理体制等の提示	方針・手続・体制に対する改善が十分に行われ、かつ、優れている。	方針・手続・体制に対する改善が十分に行われている。	方針・手続・体制に対する改善が概ね行われている。	方針・手続・体制に対する改善が行われていない。
⑩	品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況	評価項目⑥～⑧について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。	審査の質の分析・課題の抽出と品質管理の取組の改善状況との対応関係等の提示	品質管理の取組の改善が十分に行われ、かつ、優れている。	品質管理の取組の改善が十分に行われている。	品質管理の取組の改善が概ね行われている。	品質管理の取組の改善が行われていない。

評価項目	評価の目的及び観点	評価資料の例	評価方法・評価基準の例				
			極めて良好	良好	概ね達成	改善を要す	
III. 審査の質向上に関する取組の情報発信がなされているか							
⑪	審査の質向上に関する取組の情報発信	審査の質向上に関する取組について、適切な情報発信がなされているかを評価し、特許庁の品質に関する国内外の理解、プレゼンス向上が図られ、信頼感を得ていることを確認する。	審査の質向上に関する取組の情報発信の状況、外国庁等との会合や審査官の派遣又は受入状況、PPHの利用状況等の提示	審査の質向上に関する取組の情報発信が意欲的に国内外に行われ、かつ、国内外の機関・団体との継続的な協力関係が構築されている。	審査の質向上に関する取組の情報発信が国内外に行われ、かつ、国内外の機関・団体との協力関係が構築されている。	審査の質向上に関する取組の情報発信が国内外に行われている。	審査の質向上に関する取組の情報発信が国外に行われていない。

(参考資料2) 令和7年度の評価結果一覧

※評価基準は「極めて良好」、「良好」、「概ね達成」、「改善を要す」の4段階

評価項目	特許審査	意匠審査	商標審査
① 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況	極めて良好	極めて良好	極めて良好
② 審査及び品質管理のための手続の明確性	極めて良好	極めて良好	極めて良好
③ 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知	極めて良好	極めて良好	極めて良好
④ 審査実施体制	良好	概ね達成	概ね達成
⑤ 品質管理体制	良好	良好	良好
⑥ 品質向上のための取組	良好	良好	良好
⑦ 品質検証のための取組	良好	良好	良好
⑧ 審査の質の分析・課題抽出	良好	良好	良好
⑨ 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況	良好	良好	良好
⑩ 品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況	良好	良好	良好
⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信	良好	良好	良好

(参考資料3) 令和7年度の改善提言一覧

	特許審査	意匠審査	商標審査
改善提言1	国際的に遜色のない水準の審査官数の確保と、AI 関連発明等の先端技術に対する審査体制の整備を続けるとともに、人による判断を原則としつつ生成 AI 技術等を活用した業務効率化を図り、審査の質等を向上させることを期待する。	国際的に遜色のない水準の審査官数の確保とその育成に取り組み、審査実施体制の充実を図るとともに、審査業務や品質管理業務をさらに効率化することで、審査の質を維持・向上することを期待する。	引き続き審査官の数の確保とその育成に取り組むとともに、AI 技術等を活用した審査業務効率化や審査判断の均質性の向上のための取組を期待する。
改善提言2	品質管理業務への生成 AI 技術の導入を試行し、その効果や課題を整理することで、本格的導入や改善に繋げることを期待する。	AI 技術の特性に留意しつつ、先行意匠調査を含む審査業務や品質管理業務での利用を促進するとともに、新たな AI 技術の利用可能性について追求することを期待する。	ユーザー評価調査や意見交換等を通じたユーザーの問題意識やニーズの把握と、それらに基づく分析・課題抽出が適切に行われ、課題を解決するための具体的な対策が示されることを期待する。
改善提言3	審査官間の判断の均質性を向上させるため、審査の質の分析及び課題抽出を継続しつつ、審査官間の自発的な協議等、審査官自身による品質向上を推進することを期待する。	判断の均質性等の審査の質についての課題への効果的な施策を講じることと、これらの取組の成果を外部に効果的に情報発信することを期待する。	審査官間の判断の均質性等に関するユーザーの問題意識やニーズに適切に対応するとともに、拒絶理由等における判断の根拠・理由の記載の充実化等の取組が進められることで、ユーザーの納得感が高まることを期待する。
改善提言4	特定のユーザーの意見に偏らないよう、多くのユーザーとの意見交換会等を引き続き実施してユーザーニーズを把握するとともに、全てのユーザーが納得できるようなサービスを提供することを期待する。	面接審査や様々なユーザーとの意見交換を積極的に実施し、ユーザーと審査官間のコミュニケーションのさらなる充実と相互理解の深化を期待する。	ユーザーとのコミュニケーションの一層の円滑化に係る取組の継続と、品質管理の取組に関するさらなる情報発信に期待する。